

追加議員案第 1 号

さくら市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及びさくら市議会会議規則第 13 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 15 日提出

提出者	さくら市議会議会運営委員会
	委員長 若見孝信
賛成者	さくら市議会議会運営委員会
	副委員長 福田克之
賛成者	さくら市議会議会運営委員会
	委員 岡村浩雅
賛成者	さくら市議会議会運営委員会
	委員 永井孝叔
賛成者	さくら市議会議会運営委員会
	委員 石岡祐二
賛成者	さくら市議会議会運営委員会
	委員 鈴木恒充

追加議員案第 1 号

さくら市議会会議規則の一部改正について

さくら市議会会議規則の一部を改正する議会規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 15 日提出

さくら市議会議員 若見孝信

さくら市議会規則第 号

さくら市議会会議規則の一部を改正する議会規則

さくら市議会会議規則（平成 17 年さくら市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に」に改め、同条第 2 項中「のため」の次に「会議に」を加え、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 89 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会に」に改め、同条第 2 項中「のため」の次に「委員会に」を加え、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 136 条第 1 項中「、請願書の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」

に、「代表者の氏名」を「所在地」に、「が押印」を「(法人の場合には、その代表者)が署名又は記名押印」に改める。

附 則

この議会規則は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議</u>に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u></p> <hr/> <p>__出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>____出席できないときは、<u>日数を定めて</u></p> <hr/> <p>____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会</u>に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため委員会に出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、<u>事故のため</u></p> <hr/> <p>____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>____出席できないときは、<u>日数を定めて</u></p> <hr/> <p>____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所____（法人の場合には、その名称及び所在地____）を記載し、請願者（<u>法人の場合には、その代表者</u>）が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願書の住所及び氏名</u>（法人の場合には、その名称及び<u>代表者の氏名</u>）を記載し、<u>請願者が押印</u>____をしなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

(提案理由)

追加議員案第1号は、さくら市議会会議規則の一部改正について、であります。

本案は、議員の本会議や委員会への欠席事由について、育児・看護・介護・出産等を明文化するため、及び請願書の提出における氏名の記載について、請願者の選択の幅を広げるため、所要の改正を行うものであります。